

## IV 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第3号関係

景観重要建造物等の指定制度は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物等を指定するものです。三田市では、これに加え、単に外観上重要なものだけでなく、地域住民の景観価値の共有やその管理運営等を契機に持続的な景観まちづくりへ発展する可能性を有した建造物等についても指定を行います。



### 景観重要建造物の指定の方針

金心寺の門前町として栄え、城下町時代、鉄道開通時期など長い年月をかけて形成された本区域では、歴史的・文化的価値を評価すべき建造物や、歴史的な街並みの形成に重要な役割を果たしている建造物、景観まちづくりにおける模範となる建造物など本区域の街並みを印象づける建造物等が存在しています。

これらの建造物で、公共の場所から容易に視認

することができ、景観上優れた外観を有するものなど次のいずれかに該当するものについて、景観重要建造物の指定を行います。

- ①歴史的・文化的な価値が高いと認められる建造物
- ②地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている建造物
- ③市民に親しまれており、地域の景観価値の共有を図る上で重要な役割を担うと認められる建造物

### 景観重要樹木の指定の方針

本区域内は、主要鉄道駅周辺という立地特性から宅地利用が進み、緑そのものが少ない市街地環境ですが、長い歴史のなかで地域の生活景の一部となってきた特徴的な樹木または一団の樹林地が、社寺の境内や教育施設に至る街路樹に見られます。

これらのうち、樹高があり樹幹も太く、葉ぶりが良好である単独あるいは一団の樹林を形成しているもの（以下「樹木等」という）で市民に親しまれている樹木等において、次に示す項目に該当する樹木等を、景観重要樹木として指定します。

- ①地域の自然、歴史文化等から見て、特に価値が高いと認められる樹木等
- ②地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている樹木等
- ③市民に親しまれており、地域の景観価値の共有を図る上で重要な役割を担うと認められる樹木等